

# Monthly Letter

2014 January

福



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

## オフィス石野

お問い合わせ [info@of-i.jp](mailto:info@of-i.jp)



052-211-5185



052-211-5186

名古屋市中区丸の内2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 「インフルエンザ流行」に備えて職場でできる予防策

### ◆すでに流行の兆しが見えているところも

国立感染症研究所が公表している「インフルエンザ流行レベルマップ」（12月4日現在）によれば、佐賀県、鹿児島県、岩手県、沖縄県、北海道、大分県、山口県ではすでに流行期に入っており、41都府県で前の週よりも患者が増加しています。2012年は12月21日に全国で流行期入りしていたことから、そろそろ今年も本格的に対策に取り組む時期を迎えています。

### ◆予防接種の受診率が低いのは30代男性

楽天リサーチが行ったインターネット調査によれば、20代から60代までの男女計500人にインフルエンザの予防接種を受けるかどうか質問したところ、「受けない（受けない予定）」との回答が47.8%で、「すでに受けた、受ける（予定）」の35.0%を上回りました。

受けない理由については、男性では「時間がないから」、女性では「受けてもインフルエンザにかかることがあるから」と回答する傾向が見られました。

### ◆職場で気をつけたい「接触感染」

予防対策として真っ先に頭に浮かぶのは「うがい」や「手洗い」ですが、見過ごされがちなのが手や指を介した「接触感染」です。これは、くしゃみやせきを押さえた手を洗わずに物を触ったりすることで起こります。WTO（世界保健機関）の調査によれば、2002年に中国で流行したSARS（新型肺炎）も、主要な感染ルートの1つは不特定多数の人が触るエレベータのボタンや電車や地下鉄のつり革だったそうです。会議の席で書類を回し読みしたり、パソコンを複数の人でシェアしたりして、書類やキーボードを触ることで感染するリスクがあることから、このような行為はなるべく控えたほうがよいと言えるでしょう。

## 「年次有給休暇」に関する最近の動向

### ◆ 昨年の取得率は約 47%

厚生労働省の発表によると、企業が昨年（2012 年）、社員に付与した年次有給休暇（年休）は平均 18.3 日で前年と同でしたが、社員が実際に取得した日数は平均 8.6 日（前年 9.0 日）に減少し、取得率も 47.1%（同 49.3%）に低下したことがわかりました。

また、時間単位の年休が取得できる制度のある企業の割合は 11.2%（同 8.8%）と若干増えたものの、全体の 1 割程度しかないことがわかりました。

さらに、内閣府の調査からは、年休の取得が進まないのは、上司の意識（取得する部下を「仕事より自分の予定を優先」等と否定的に考える）が原因である実態が明らかになりました。

### ◆ 「年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の取扱い」の改正

年休に関連して、注意が必要な通達の変更が行われています。これは、裁判により解雇無効が認められた労働者が、復職後に年休取得を請求して入社しなかったところ、会社はその期間を欠勤として取り扱い、その分の賃金を支払わなかったこと等に関する最高裁の判決があったことによります。

労働基準法では、雇入れの日から 6 カ月の継続勤務期間またはその後の各 1 年度において全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、翌年度に決まった日数の年休を与えなければならないと定められています。

この出勤率の計算根拠について、「労働者が使用者の正当な理由のない就労拒否によって就労することができなかった日」を、年休の発生要件である全労働日に含まれると解釈したのがこの最高裁判決です。

この判決が出たことを受け、厚生労働省は、年休算定の基礎となる全労働日の取扱いを変更しました。具体的には、労働者の責に帰すべき事由によるとはいえない不就労日は、出勤率の算定にあたっては出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるとしたのです。

### ◆ 規定の見直しを

解雇した労働者が復職した場合や、私傷病休職後の復職を認めずに退職扱いとした後に復職した場合などは、年休の出勤率の計算に影響がある可能性がありますので、注意が必要です。

また、就業規則で年休に関する出勤率の計算方法を定めている場合には、規定の見直しが必要になる場合もありますので、確認が必要でしょう。

## 「割増率 50%以上」適用拡大の動き & 三六協定チェックポイント

### ◆「割増率 50%以上」中小企業へ適用拡大か？

厚生労働省の調査で、月 60 時間超の法定時間外労働に対し、割増賃金率を「25%超」としている中小企業は1割強と少なく、さらにこのうち「50%超」としていた割合は1割に満たなかったことが明らかになりました。

大企業については、平成 22 年の労働基準法改正により、月 60 時間超の時間外労働に対する割増率を 50%以上にしなければならなくなりましたが、中小企業については、現在この規定の適用が猶予されています。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえて中小企業への適用拡大について検討を進める考えです。

### ◆「三六協定」のチェックポイント

時間外労働・休日労働に関する協定届（三六協定）を労働基準監督署に届け出ると、延長時間数の範囲内であれば、会社は1日8時間、週40時間を超えて時間外労働を命じることができます。

なお、三六協定とは別に、就業規則や個別の雇用契約書等に時間外労働・休日労働（所定時間外労働含む）の根拠規定を置いておくことは必要です。

三六協定に関する代表的なチェックポイントは、次の通りです。

- 一定の規模があり、労務管理上、独立性があるような支社等は、別に三六協定が必要である。
- 管理監督者、病欠、休職中の社員などの在籍するすべての労働者（事業場の代表者を除く）が、「労働者の過半数を代表する者」の選出に関する母数に含まれる。
- 労働者の過半数代表として労働組合を締結主体とする場合、事業場ごとに、過半数以上を組織しているか（非正規労働者を当該労働組合が組織化していない場合は特に注意）。
- 従業員過半数代表は、事業場ごとの投票、挙手、持ち回り決議など民主的な方法で選出する。
- 特別条項が活用できるのは、1年間あたり6回以内。
- 特別条項の「具体的事由」は具体的に明記する。

### ◆行政指導や労災認定リスクにも

三六協定の締結・届出は、毎年の業務のため流れで行ってしまいがちですが、慎重に確認しながら進めないと、行政指導を受けたり、万が一社員が過労により死傷したような場合には労災認定されて会社の義務違反が問われたりすることにつながりかねません。

上記に挙げたもの以外にもチェックすべきポイントはありますので、今一度、確認が必要です。

## 2013 年度の新入社員の意識の変化について

### ◆新入社員の意識に変化はあったか？

日本生産性本部が入社半年後の新入社員を対象に実施した「2013 秋・若者意識アンケート」の調査結果が発表されました。

この調査は今回が 23 回目となりますが、新入社員の意識にいくつか変化が見られたようです。

### ◆「スペシャリスト」志向の割合が増加

キャリアについて「1つの仕事や持ち場を長い間経験させて、スペシャリスト（専門家）としてきたえる職場」と「いろいろな仕事や持ち場を経験させて、ジェネラリスト（会社全般の仕事が見渡せるような人）としてきたえる職場」のどちらを希望するかという設問に対し、「スペシャリストとしてきたえる職場」と回答した割合は 48.8% でした。

割合としては、「ジェネラリストとしてきたえる職場」のほうが若干上回っていますが、今春に実施された前回調査と比較すると、「スペシャリストとしてきたえる職場」のほうが 7.2 ポイントの上昇を見せており、これは過去最高の変化幅だったようです。

### ◆「キャリアに反する仕事を我慢するのは無意味」が過去最高

次に、「自分のキャリアプランに反する仕事を我慢して続けるのは無意味だ」という設問に対し、「そう思う」と回答した割合が 42.4%（昨年比 15.9 ポイント上昇）で、調査を開始した 2006 年以来過去最高の変化幅となりました。

また、「条件の良い会社があれば、さっさと移るほうが得だ」という設問に対し、「そう思う」と回答した割合が 41.4%（昨年比 5.2 ポイント上昇）となりました。

さらに、転職について「あなたは1つの会社に、最低でもどのくらい勤めるべきだと思いますか？」との設問に対しては、「1年」および「2～3年」とする回答が 2011 年以来上昇し続け、過去最高の 44.5% となったことがわかりました。

### オフィス石野よりひとこと

2014年 明けましておめでとうございます。お正月は、いかがお過ごしでしたでしょうか。

私は、例年通りに休暇の前半は帰省、後半を名古屋というスケジュールで9連休がアツという間に過ぎ去っていきましたが、そのうち半分はゴルフの打ちっぱなしとラウンドでした～（汗）。

さて、新年らしい話題もひとつ。皆様の会社では、今年はどうな目標をお持ちでしょうか？

**当事務所では、「共育（共に育ち）、協働（協力しあい働ける）の職場づくり」に、より貢献できる事務所となること、今まで以上にお客様に具体的なご提案をすることを今年の目標と考えています。**

そのために安価でお試し頂ける「採用」、「組織診断」、「研修」のツールや「なんでも電話相談室」等今までになかった面白いプランをたくさんご準備しております。

**少しでも皆様に喜んで頂けるお手伝いを目指して…。 本年もどうぞよろしく願い申し上げます！**